

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>3 第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>4 補助事業者は、第2項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納が無いことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書（<u>県税の納税義務がある場合に限る。</u>）又は<u>県税完納情報の提供に係る同意書</u>及び別紙1-1）を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>第7条～第8条 略</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る法令、規則、この要綱、実施要領等の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(3) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。</p> <p>(4) 補助事業によって整備した作業道等を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年以内に他の目的に転用する場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。</p> <p>(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(7) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>2 前項第5号に規定する知事への報告は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>補助金の交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>3 第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>4 補助事業者は、第2項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納が無いことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書及び別紙1-1）を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>第7条～第8条 略</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る法令、規則、この要綱、実施要領等の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(3) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。</p> <p>(4) 補助事業によって整備した作業道等を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年以内に他の目的に転用する場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。</p> <p>(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(7) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>2 前項第5号に規定する知事への報告は、次に掲げるとおりとする。</p>

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>(1) 事業実施主体は、あらかじめ事業完了年月日までに別記8号様式による事業完了年月日延期届を作成し、知事に提出しなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(2) 知事は、前号の事業完了年月日延期届を受けた場合は、内容を審査し適当であると認められるときは、これを承認するものとする<u>こと</u>。</p> <p>第10条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第9条第2号から第4号まで、第15条第2項及び第3項並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。</u></p>	<p>(1) 事業実施主体は、あらかじめ事業完了年月日までに別記8号様式による事業完了年月日延期届を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) 知事は、前号の事業完了年月日延期届を受けた場合は、内容を審査し適当であると認められるときは、これを承認するものとする。</p> <p>第10条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第9条第2号から第4号まで、第15条第2項及び第3項並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>略</p>

新旧対照表

改正後

改正前

別表第1 (第3条関係)

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助額
林内路網アップグレード事業	森の工場づくり事業計画書の承認を受けた林業事業者又は承認を受けることを目的として集約化を行っている事業者	森の工場において基幹的な役割が期待される作業道等について、木材運搬車両等の走行性、安全性の向上及び災害対策のためのコンクリートによる簡易舗装若しくは敷き砂利の路面整備又は既設構造物の改修若しくは補強に要する経費で、知事が別に定めるもの	1 コンクリート路面工 定額とし、付表に定めるとおりとする。 2 路盤工(敷き砂利) 定額とし、次に定めるとおりとする。 (1) 幅員 2.5メートル 1メートル当たり <u>900円</u> (2) 幅員 3.0メートル 1メートル当たり <u>1,100円</u> 3 改修又は補強 事業費の50パーセント以内
2 リカバリー事業	同上	森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧又は補修に要する経費で、知事が別に定めるもの	復旧又は補修 事業費の50パーセント以内

(注) 「補助率及び補助額」欄の「改修又は補強」及び「復旧又は補修」については、100円未満を切り捨てとし、補助金額を算定する。

付表 (コンクリート路面工の補助金額)

(単位: 円)

幅員	コンクリート路面工				1メートル当たり補助金額計	区分
	不陸整正	補足材	舗装用金網	補助金額		
2.5メートル	有	無	無	<u>5,100</u>	<u>5,100</u>	①
			有	<u>6,500</u>	<u>6,500</u>	②
		有	無	<u>5,500</u>	<u>5,500</u>	③
			有	<u>6,900</u>	<u>6,900</u>	④
3.0メートル	有	無	無	<u>6,100</u>	<u>6,100</u>	⑤
			有	<u>7,900</u>	<u>7,900</u>	⑥
		有	無	<u>6,600</u>	<u>6,600</u>	⑦
			有	<u>8,300</u>	<u>8,300</u>	⑧

別表第1 (第3条関係)

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助額
林内路網アップグレード事業	森の工場づくり事業計画書の承認を受けた林業事業者又は承認を受けることを目的として集約化を行っている事業者	森の工場において基幹的な役割が期待される作業道等について、木材運搬車両等の走行性、安全性の向上及び災害対策のためのコンクリートによる簡易舗装若しくは敷き砂利の路面整備又は既設構造物の改修若しくは補強に要する経費で、知事が別に定めるもの	1 コンクリート路面工 定額とし、付表に定めるとおりとする。 2 路盤工(敷き砂利) 定額とし、次に定めるとおりとする。 (1) 幅員 2.5メートル 1メートル当たり 800円 (2) 幅員 3.0メートル 1メートル当たり 1,000円 3 改修又は補強 事業費の50パーセント以内
2 リカバリー事業	同上	森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧又は補修に要する経費で、知事が別に定めるもの	復旧又は補修 事業費の50パーセント以内

(注) 「補助率及び補助額」欄の「改修又は補強」及び「復旧又は補修」については、100円未満を切り捨てとし、補助金額を算定する。

付表 (コンクリート路面工の補助金額)

(単位: 円)

幅員	コンクリート路面工				1メートル当たり補助金額計	区分
	不陸整正	補足材	舗装用金網	補助金額		
2.5メートル	有	無	無	4,900	4,900	①
			有	6,200	6,200	②
		有	無	5,300	5,300	③
			有	6,600	6,600	④
3.0メートル	有	無	無	5,900	5,900	⑤
			有	7,500	7,500	⑥
		有	無	6,300	6,300	⑦
			有	7,900	7,900	⑧

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

別表第3（第5条関係） 略

別表第4（第7条－第9条関係） 略

別記第1号様式（第6条関係） 略

別紙1－1（第6条関係） 略

別表第3（第5条関係） 略

別表第4（第7条－第9条関係） 略

別記第1号様式（第6条関係） 略

別紙1－1（第6条関係） 略

新旧対照表

改正後

改正前

3 事業完了予定年月日  
年 月 日

4 収支予算

(1) 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
補助事業者負担金		
そ の 他		
計		

(2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
事 業 費		
本 工 事 費		
工 事 雑 費 等		
計		

5 添付書類

(1) 県税の納税証明書(県税の納税義務がある場合に限る。)又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1：高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可とする)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください

(2) 県税の納付義務がない場合は本人からの申立書

(3) 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書(別紙1-1)

3 事業完了予定年月日  
年 月 日

4 収支予算

(1) 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
補助事業者負担金		
そ の 他		
計		

(2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
事 業 費		
本 工 事 費		
工 事 雑 費 等		
計		

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

第2号様式（第10条関係）～第5号様式（第9条関係）（1）略

第2号様式（第10条関係）～第8号様式（第9条関係）略

新旧対照表

改正後

改正前

(2) 事業実績

事業区分	事業種目	森の工場名	路線名	工種又は区分	幅員	事業量	事業費	経費内訳			着手年月日	完成年月日	備考
								国庫補助金	補助事業者負担金	その他			
グレードアップ事業	コンクリート舗面工				m		円	円	円	円			
		細計											
	路線工(敷き砂利)												
		細計											
	改修・補修												
細計													
小計													
リハビリ事業	復旧・補修												
		小計											
合計													

- 注 1 「工種又は区分欄」は、コンクリート舗面工にあっては別表第1付表の区分欄の番号を、改修・補修及び復旧・補修にあっては具体的な工種(例:カゴ棒工)を記入してください。  
 2 事業量については、延長又は箇所数を記入して下さい。  
 3 備考欄に事業で施行する箇所における利用期間を記入してください。なお、5年以上にわたり利用する場合は5年と記入してください。  
 4 事業実施区域図(1/5,000の縮尺図)には、森の工場区域、路線配置(計画路線を含む。)及び年度別施業計画(掘削開削・保質、主伐)を明記してください。

(2) 事業実績

事業区分	事業種目	森の工場名	路線名	工種又は区分	幅員	事業量	事業費	経費内訳				着手(予定)年月日	完成(予定)年月日	備考
								円	円	円	円			
グレードアップ事業	コンクリート舗面工				m		円	円	円	円				
		細計												
	路線工(敷き砂利)													
		細計												
	改修・補修													
細計														
小計														
リハビリ事業	復旧・補修													
		小計												
合計														

- 注 1 「工種又は区分欄」は、コンクリート舗面工にあっては別表第1付表の区分欄の番号を、改修・補修及び復旧・補修にあっては具体的な工種(例:カゴ棒工)を記入してください。  
 2 事業量については、延長又は箇所数を記入して下さい。  
 3 備考欄に事業で施行する箇所における利用期間を記入してください。なお、5年以上にわたり利用する場合は5年と記入してください。  
 4 事業実施区域図(1/5,000の縮尺図)には、森の工場区域、路線配置(計画路線を含む。)及び年度別施業計画(掘削開削・保質、主伐)を明記してください。

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

第5号様式の2～第8号様式（第9条関係） 略

第5号様式の2～第8号様式（第9条関係） 略